

鈴鹿市告示第184号

鈴鹿市建設工事発注基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年7月17日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市建設工事発注基準の一部を改正する告示

鈴鹿市建設工事発注基準（平成6年鈴鹿市告示第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後					改正前				
1 発注基準					1 発注基準				
鈴鹿市建設業者格付要綱（平成6年鈴鹿市告示第71号。以下「要綱」という。）により格付をされた建設業者（以下「業者」という。）に対する発注基準は、次の表のとおりとする。					鈴鹿市建設業者格付要綱（平成6年鈴鹿市告示第71号。以下「要綱」という。）により格付をされた建設業者（以下「業者」という。）に対する発注基準は、次の表のとおりとする。				
等級		土木工事 の設計金 額	建築工事 の設計金 額	舗装工事 の設計金 額	等級		土木工事 の設計金 額	建築工事 の設計金 額	舗装工事 の設計金 額
A	A1	3,000万円以上 （支店は、 30,000万円以上）	1,500万円以上 （支店は、 15,000万円以上）	500万円以上（支店は、 3,000万円以上）	A	A1	3,000万円以上 （支店は、 30,000万円以上）	1,500万円以上 （支店は、 15,000万円以上）	500万円以上（支店は、 3,000万円）
	略	略				略	略		
B		500万円	<u>300万円</u>	<u>300万円</u>	B		500万円	<u>200万円</u>	<u>200万円</u>

	以上 3,000万 円未満	以上 4,000万 円未満	以上 1,500万 円未満
C	<u>200万円</u> を超え 1,000万 円未満	<u>200万円</u> を超え 1,500万 円未満	<u>200万円</u> を超え 500万円 未満
D	<u>200万円</u> を超え 500万円 未満		

備考

1 略

2 土木工事、建築工事及び舗装工事のうち、設計金額が200万円以下のものについては、全等級の業者を選定の対象とする。

2 特例

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の表の定めにかかわらず要綱の規定により格付をされた上位又は下位業者を対象とすることができる。

①・② 略

(2) 略

	以上 3,000万 円未満	以上 4,000万 円未満	以上 1,500万 円未満
C	<u>130万円</u> を超え 1,000万 円未満	<u>130万円</u> を超え 1,500万 円未満	<u>130万円</u> を超え 500万円 未満
D	<u>130万円</u> を超え 500万円 未満		

備考

1 略

2 土木工事、建築工事及び舗装工事のうち、設計金額が130万円以下のものについては、全等級の業者を選定の対象とする。

2 特例

(1) 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項第1号の表の定めにかかわらず要綱の規定により格付をされた上位又は下位業者を対象とすることができる。

①・② 略

(2) 略

附 則

(施行期日)

- この告示は、令和7年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 改正後の第1項の規定は、この告示の施行の日以後に入札の公告を行う建設工事について適用し、同日前に入札の公告を行った建設工事については、なお従前の例

による。